

トヨタモビリティ東京リース契約の自動車保険をご自身でご加入されるお客様へ

 <自動車保険ご加入時の注意点について>

1. 車両保険の加入タイプは、「一般条件」をご選択ください

- ・一般条件（フルカバー型）とは、自損事故（電柱・ガードレール・自転車・歩行者等との衝突等）までが補償される保険です
- ・自己負担額（免責金額）を設定する場合、その部分は修理ご入庫時にお客様にご負担いただきます

2. 車両保険の被保険者は、「トヨタモビリティ東京」としてください

- ・車両保険の受取については、トヨタモビリティ東京となる様お手続き下さい（車両保険の被保険者=所有者トヨタモビリティ東京）
- ・加入の保険会社によっては、車両所有者の「所有権・リース有り」と表記する場合もございます

3. 保険証券の写しを担当スタッフにご提出ください

- ・ご契約していただいた自動車保険内容を確認させていただきます
- ・ご納車時までに保険手続きをしていただき、速やかに**保険証券の写しをご提出ください**
- ・リース期間中の**契約更改は保険証券の写しをご提出ください**

<自動車リース契約約款（抜粋）> （下線箇所は上記に関連します）

第19条（保険契約の締結）

- 1.トヨタモビリティ東京株式会社（以下、「乙」という）は自動車についてリース期間中、継続して注文主（以下、「甲」という）を被保険者とする表記（18）記載の自動車保険契約（**車両保険は一般条件とします**）を締結するものとし、保険証券は乙が保管し、その写しを甲に交付します。但し、**車両保険は乙を被保険者とするものとします**。
2. 前項の規定にかかわらず、特段の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合、もしくは、甲が異なる自動車保険契約の内容を締結する場合、予め乙の承諾を得るものとします。又、甲はリース契約開始後に保険契約の内容を変更する時は、予め乙の承諾を必要とするものとします。但し、車両保険は乙を被保険者とし、**甲は保険証券の写しを保険契約締結後直ちに乙に提出するものとします**。